

公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団
市民芸術文化・スポーツ基金 スポーツ事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜市内の団体が主催するスポーツ事業に必要な経費の一部を助成し、団体の活動を支援することで市民スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 対象とする団体は、次の各号の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 岐阜市を拠点に活動している団体
- (2) 構成員が6名以上で、その過半数が岐阜市民である団体
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に該当する団体は対象としない。

(対象経費)

第3条 対象とする経費は、対象事業の実施にかかる経費のうち次の費用とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 広報宣伝費
- (3) 報償費
- (4) 備品購入費
- 2 次の費用は対象経費としない。
 - (1) 食糧費
 - (2) 会議費
 - (3) 消耗品費
- 3 会場使用料及び備品購入費の上限については、次のとおりとする。
 - (1) 市外の会場使用時は、会場使用料の半額とする。
 - (2) 備品購入費については、5万円以内とする。

(対象事業の要件)

第4条 対象とする事業の要件は、次の各号の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 申請する団体が主催または共催する事業
- (2) 趣旨が本要綱の目的に沿い、実施が確実である事業
- (3) 参加者の過半数が岐阜市民であるスポーツにかかる研修会、スポーツ大会等の事業
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は助成の対象としない。
 - (1) 特定の団体の宣伝または営利を主たる目的とする事業
 - (2) 学校教育法で規定されている学校、各種学校、専修学校等が主催する事業
 - (3) 企業及びその関連団体が主催する事業
 - (4) 過去3年間に本助成を受けた実績がある事業

(助成額)

第5条 助成額は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団（以下「事業団」という。）の予算の範囲内で決定し、申請一件に対する助成額は、原則として対象経費内で10万円を上限とする。ただし、助成件数及び事業団予算により減額する場合がある。助成対象事業について、岐阜市から補助金等の名目で資金が交付される場合には、その額を控除

する。

(助成の申請方法)

第6条 助成を申請する団体は、「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業助成申請書」(様式第1号)を4月から9月実施分については1月31日までに、10月から翌年3月実施分については7月31日までに事業団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。ただし、一事業年度の申請件数は、一団体につき一件とする。

(助成の決定方法)

第7条 事業団は助成内容を審査するため、助成審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 審査委員は5名以内で理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 審査委員は、互選により委員長、副委員長を選任する。
- (3) 委員長は、年2回委員会を開催し申請内容を審査し、その結果を理事長に答申する。
- (4) 理事長は委員会の結果を尊重し、助成先及び助成額を決定する。審査結果については、「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業助成通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 助成を受ける団体は、事業内容に変更が生じた場合、理事長に対して「市民芸術文化・スポーツ基金助成事業変更承認申請書」(様式第4号)を速やかに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更申請の内容が適正であると認めたときは、「市民芸術文化・スポーツ基金助成事業変更承認通知書」(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(決定後の条件)

第9条 助成を受ける団体は、助成が決定した事業のチラシ・プログラム・ポスター・刊行物又はインターネットの掲載サイト等に「市民芸術文化・スポーツ基金助成事業」及び「後援 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団」(または「後援 (公財) 岐阜市教育文化振興事業団」でも可)と明記しなければならない。

なお、備品については、購入した備品に対してシール等により「市民芸術文化・スポーツ基金助成事業」と表示しなければならない。

(事業報告及び助成金交付申請)

第10条 助成を受ける団体は、助成対象事業のチラシ・プログラム・ポスター等、事業の実績を示す資料及び助成対象経費の領収書の写しを添付した「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業報告書兼助成金交付申請書」(様式第3号)を事業終了後1ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反した場合は、助成を取り消す場合がある。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付は、原則として事業終了後、「市民芸術文化・スポーツ基金スポー

ツ事業報告書兼助成金交付申請書」(様式第3号)に基づいて行う。なお、助成対象経費の決算額が助成通知額を下回った時は、助成額を減額して交付する。

(交付決定の取消)

第12条 理事長は、助成金交付の対象者が第10条第2項の規定の他、次の号に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 助成金をその他の用途に使用したとき
- (3) 助成事業を中止又は廃止したとき
- (4) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められるとき
- (5) その他交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業助成金交付決定取消通知書」(様式第6号)により速やかに助成事業の対象者に通知するものとする。

(事情変更による交付決定の取消)

第13条 理事長は、交付決定後に、天変地異その他事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成金の返還)

第14条 理事長は、第12条及び第13条の規定により交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。